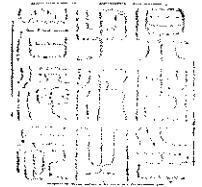


滝沢市告示第177号

公用車の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年10月21日

滝沢市長 武田 哲



1 一般競争入札に付する事項

(1) 区分番号 R07-10-1

車 名 日野 デュトロ  
形 状 消防車  
型 式 KK-XZU371M  
初年度登録 平成14年2月  
数 量 1台  
予 定 価 格 200,000円  
入札保証金 20,000円

(2) 区分番号 R07-10-2

車 名 日産 コンドル  
形 状 消防車  
型 式 KR-SR8F23  
初年度登録 平成18年12月  
数 量 1台  
予 定 価 格 100,000円  
入札保証金 10,000円

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たす個人又は法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 入札手続において日本語を完全に理解できる者
- (3) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）及び滝沢市ホームページに掲載されている滝沢市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守できる者
- (4) 3の入札参加申込手続の時点で18歳以上である者

3 入札参加申込方法

- (1) 入札参加希望者は、令和7年10月31日（金）午後1時から同年11月17日（月）午後2時までの間に、売却システム上で入札参加登録及びクレジットカードによ

る入札保証金の納付を行うこと。

- (2) 入札参加希望者は、3 (1) の手続を行った後、令和7年11月17日 (月) 午後2時までに、滝沢市ホームページに掲載されている「滝沢市公有財産売却一般競争入札参加申込書」及び本人確認書類 (氏名・住所が確認できる公的機関発行の証等 (運転免許証・パスポート・90日以内に発行された住民票など。参加者が法人の場合は90日以内に発行された商業登記簿謄本とする。)) の写しを滝沢市企画総務部財務課に提出すること。なお、提出方法は持参、郵送、FAX又は電子メールとし、郵送の場合は申込締切日の消印有効とする。
- (3) 滝沢市は、売却システムにおける登録内容及び提出書類の確認を行い、入札参加資格を満たす入札参加希望者を、売却システム上で入札参加者として登録する。

#### 4 見学会

売却物件の見学会については、次の日程でのみ行うものとする。なお、見学会は事前予約制とするため、参加希望者は、事前に滝沢市企画総務部財務課に連絡し、見学時間を予約すること。

##### (1) 日時

令和7年11月12日 (水) 午前10時から午後4時まで

##### (2) 場所

岩手県滝沢市中鵜飼55番地 滝沢市役所敷地内

#### 5 入札の実施に関する事項

##### (1) 入札方法等

###### ア 入札方法

入札参加者は、入札期間内に売却システム上で入札価格を登録すること。なお、入札は一度のみ可能であり、一度行った入札は、入札参加者の都合による取消及び変更はできないものとする。

###### イ 入札期間

令和7年12月2日 (火) 午後1時から同月9日 (火) 午後1時まで

###### ウ 開札日時

令和7年12月9日 (火) 午後1時

##### (2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

###### ア 入札参加資格のない者の行った入札

###### イ 虚偽の申請を行った者の入札

###### ウ その他入札に関する条件に違反した入札

##### (3) 落札者の決定

落札者は、売却システム上で行われた入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格以上で、かつ、最高価格で入札した者とする。ただし、最高価格での入札が複数存在する場合は、売却システム上のくじ (自動抽選) により落札者を決定する。

#### (4) 入札保証金の返還

落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後全額返金する。

### 6 契約に関する事項

#### (1) 契約締結期限

契約締結期限は、令和7年12月23日（火）午後2時30分とする。なお、落札者が期限までに契約を締結しない場合には、売却の決定を取り消すものとし、落札者が納付した入札保証金は、滝沢市に帰属するものとする。

#### (2) 契約保証金

契約保証金は、落札者の納付した入札保証金の全額を充てるものとし、契約保証金の全額は、売買代金の一部として充てるものとする。

#### (3) 売買代金の残金の納付

落札者は、令和7年12月23日（火）午後2時30分までに、売買代金（落札金額）から契約保証金を差し引いた額を、滝沢市が指定する金融機関の口座へ納付すること。

#### (4) 契約締結書類の提出

落札者は、落札者決定後に滝沢市から送付する契約書及びガイドラインで指定する必要書類に、必要事項の記入及び押印の上、6（1）の契約締結期限までに滝沢市企画総務部財務課に持参又は郵送により提出すること。

#### (5) 契約に関する書類等の閲覧場所及び期間

##### ア 場所

売却システム及び滝沢市ホームページにおいて閲覧に供する。

##### イ 期間

令和7年10月31日（金）午後1時から同年12月23日（火）午後5時まで

### 7 物件の引渡し

売却物件の引渡しは、落札者が6（3）及び（4）を完了した後から令和8年2月20日（金）までの間において、滝沢市と落札者が協議の上決定した日に、物件保管場所（岩手県滝沢市中鵜飼55番地 滝沢市役所敷地内）において行う。なお、売却物件の引渡しに係る輸送手配等、必要な手続の一切については、落札者が行うものとする。

### 8 手続に要する費用

契約、引渡し、名義変更等の手続に関する一切の費用は落札者の負担とする。

### 9 その他

この公告に記載のない事項については、ガイドラインに基づくものとする。

### 10 担当課

滝沢市企画総務部財務課

〒020-0692 岩手県滝沢市中鵜飼55番地

T E L 0 1 9 - 6 5 6 - 6 5 6 9

F A X 0 1 9 - 6 8 4 - 1 5 1 7

M A I L koubai@city.takizawa.iwate.jp